

N,N-ジメチルアセトアミドに関するがん原性指針策定の要否について

1 基本的な考え方

国が実施した発がん性試験について専門家による評価を行い、「発がん性がある」と評価された物質に関しては、原則として、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（いわゆる「がん原性指針」）を策定、公表している。

ただし、当該物質に変異原性がなく、かつ試験の高用量のみで腫瘍発生増加が認められた場合には、労働環境中の濃度を考慮して、指針策定の要否を判断することとしている。

また、発がん性はあるが、このような理由によりがん原性指針を策定しないこととなった物質については、必要に応じ、さらに有害性情報を収集した上でリスク評価を行うこととしている。

○「発がん性あり」と評価されたが、がん原性指針の策定は要さず、リスク評価の対象とすべきとされた物質

- ・ 酢酸イソプロピル（平成 21 年度に有害性評価小検討会において評価）
- ・ ジフェニルアミン（平成 23 年度に有害性評価小検討会において評価）

2 N,N-ジメチルアセトアミドの場合

N,N-ジメチルアセトアミドは、ラット雄、マウス雌雄において、最高用量のみ腫瘍発生増加が認められていること、また、変異原性がないことから、有害性評価小検討会において、「発がん性あり」と評価された場合には、がん原性指針策定の要否について検討する必要がある。

なお、検討の参考とするため、試験結果から得られた NOAEL（最大無毒性量）と労働環境中の濃度の参考値を示す。

(1) 発がん性に関する NOAEL

- ラット：90ppm（雄の腫瘍発生の結果より）
- マウス：60ppm（雌雄の腫瘍発生の結果より）

(2) 慢性毒性に関する NOAEL

- ラット：18ppm（雌雄の生化学的検査、臓器重量、病理組織学的検査の結果より）
- マウス：12ppm（雄の血液学的検査の結果より）

(3) 労働環境中の濃度の参考値

- ACGIH の TLV-TWA：10ppm
- 日本産業衛生学会の許容濃度：10ppm